

# JFA ロングパイル人工芝ピッチ

## 公認に関するガイドブック



(第3版)

案

平成19年3月8日



財団法人 日本サッカー協会

Copyright 2007 Japan Football Association

## 目次

目次	2
I. はじめに	3
II. ピッチ公認規程並びに基準の概要	4
II-i. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程	
II-ii. JFA ロングパイル人工芝基準	
III. 申請の手順	14
III-i. JFA ロングパイル人工芝製品検査申請手順	14
III-ii. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請手順	15
III-iii. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認更新申請手順	16
様式 1 JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書	17
様式 2 ロングパイル人工芝製品仕様	18
様式 3 JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書	20
様式 4 JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書	23
IV. 検査概要	24
V. ガイドライン	29
VI. 問い合わせ先	30

## I. はじめに

2007年3月8日  
財団法人日本サッカー協会

### JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度について

1993年のJリーグのスタートを契機としたJクラブのホームスタジアムの整備にはじまり、2002年のワールドカップ開催に向けて整備されたスタジアムや公認キャンプ地、更には、2002 FIFAワールドカップ<sup>TM</sup>記念事業の「サッカーを中心としたスポーツ環境整備モデル事業」の助成金を受けて整備された各地のサッカー拠点など、近年、数多くの天然芝のピッチが全国各地に新設・改修されてきました。

しかしながら、土のグラウンドを次々と天然芝に改修していくことを期待するには、天然芝ピッチのコンディション維持やランニングコストの確保の面で容易ではありません。こうした課題の解決策として、近年、サッカーの競技特性に対応した新世代（ロングパイル）人工芝が開発されました。

こうした中で日本サッカー協会では、「Players First！」の視点に立った良質なプレー環境の供給、そして、未だ不足状態にある芝のピッチの量的な確保という2つの観点から、天然芝ピッチを補完するという意味で人工芝ピッチの導入を容認し、2003年に人工芝ピッチの確保とレベルの維持を目的とした「JFA ロングパイル人工芝公認規程」を制定いたしました。

こうした流れを受けて、天然芝ピッチの整備に加え、日本各地に数多くの人工芝ピッチの整備が進んでおり、これらは本規程に基づき公認施設となり、今後も益々増加していくものと思われます。

なお、この度の「人工芝ピッチ公認に関するガイドブック（第3版）」の発行にあたっては、これまでの検査・公認手続の実績を受けて、一部規程の改正を行いました。特に、3年間の公認の有効期間を終えて、公認の更新を行うにあたっての事項等の公認規程を追加しました。

今後も、人工芝ピッチの有効利用により、天然芝ピッチの確保・整備がより円滑に行える環境を醸成し、結果として多くの天然芝ピッチを確保できるよう、質・量ともに、より良いプレー環境を整備していきたいと考えております。

## II. ピッチ公認規程並びに基準の概要

2003年9月、JFAは世界のサッカー界の趨勢を受け、FIFAやUEFAの基準や試験方法を参考にしながらも、JFA独自の観点を加味し「JFA ロングパイル人工芝基準」を制定しました。

制度のスタートから3年が経過し、所有者や使用者に対するアンケートや、一定期間使用した施設のデータの採取等、基準値が適正なものであるかどうか検証を行い、必要なものについては見直しを実施しました。

基準は、製品検査（ラボテスト）と現地検査（フィールドテスト）によって構成されています。申請及び試験についての概要を示します。

## II-i. JFAロングパイル人工芝ピッチ公認規程

### 第1条 [本規程の目的]

本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第177条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

### 第2条 [本制度の目的]

- ① 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。
- ② 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

### 第3条 [人工芝に関する条件]

公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。

### 第4条 [製品検査（ラボテスト）の手続]

- ① 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者は下記書類を本協会に提出する。尚、人工芝のサンプルは②の検査機関へ提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。
  1. 申請書類
    - ・JFA 製品検査申請書（様式1）
    - ・ロングパイル人工芝製品仕様（様式2）
    - ・登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）
  2. サンプル
    - ・人工芝試験片（1m×1m を2枚）
    - ・充填物
- ② 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。
- ⑤ 申請者は国内に事業所を有する企業とする。

### 第5条 [製品検査（ラボテスト）の結果]

- ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。
- ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。

- ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設管理者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

## 第 6 条 [公認の申請]

- ① 公認を受けようとする者は、本協会に下記の書類を提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。
  - JFA ピッチ公認申請書（様式 3）
  - 製品検査完了証明書（写）
  - 工程表（人工芝敷設を含むもの）
  - 人工芝ピッチ平面図
- ② 公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ③ 検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ④ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑤ 申請者は施設所有者とする。

## 第 7 条 [公認の結果]

- ① 指定検査機関の検査（フィールドテスト 2 回）の結果については本協会から申請者に通知する。
- ② 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ③ 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

## 第 8 条 [公認料]

公認された申請者は本協会に対して 30 万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。

## 第 9 条 [公認の有効期間]

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より 3 年とする。

## 第 10 条 [公認の更新]

- ① 公認の更新を希望する申請者は公認期限の 4 ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。
  - JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式 3 (1/3)のみ]
  - JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書（様式 4）
- ② 公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査（フィールドテスト 1 回）を受けるものとし、検査費用（実費）を負担するものとする。

- ③ 公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ④ 検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑥ 申請者は施設所有者とする。

#### 第 11 条 [公認の更新結果]

- ① 指定検査機関の検査（フィールドテスト）の結果については本協会から申請者に通知する。
- ② 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ③ 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

#### 第 12 条 [公認の更新料]

公認が更新された申請者は本協会に対して 10 万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。

#### 第 13 条 [公認の更新有効期間]

公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より 3 年とする。

#### 第 14 条 [公認の期間中改修工事]

公認（更新）期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

#### 第 15 条 [保守管理]

- ① 公認（更新）を受けた施設所有者は、公認の有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。
- ② 公認（更新）を受けた施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

#### 第 16 条 [公式試合の実施]

公認（更新）を得た「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。

#### 第 17 条 [免責]

- ① 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- ② ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。

#### 第 18 条 [違反の効果]

- ① 公認（更新）を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勸告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。

- ② 前条の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。

**第 19 条 [改正]**

この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。

**第 20 条 [施行]**

本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。

本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。

## II - ii . JFAロングパイル人工芝基準

### 1. ロングパイル人工芝の定義

長さ 50mm 以上の合成樹脂製パイルの隙間に、弾性材を含む粒状材料を充填しパイルを安定させた人工芝複合製品であること。但し、アンダーパッド等を組み合わせた人工芝複合製品については合成樹脂製パイルの長さは 40mm 以上とする。

### 2. 製品仕様

申請者は製品検査の申請時に、以下の項目について申告すること

材質	パイル		
	基布		
	バッキング		
	充填材	砂	
		弾性材	
単位面積の質量 (kg/m <sup>2</sup> )	人工芝 (基布含む)		
パイルの太さ (dtex)			
パイルの長さ (mm)			
単位面積のタフト数 (個/m <sup>2</sup> )			
充填材の粒径 (mm)	砂		
	弾性材		
充填材の量 (kg/m <sup>2</sup> )	砂		
	弾性材		
充填材の厚さ (mm)	砂		
	弾性材		
	砂+弾性材		
アンダーパッド	材質		
	質量 (kg/m <sup>2</sup> )		
	厚さ (mm)		

※アンダーパットは使用する場合のみ記載下さい。

※充填状態（充填素材・厚さ等）を図示したものを添付すること。

### 3. 基準値

#### 3-1. ラボテスト

##### 耐久性試験

項目	試験方法	基準値
耐摩耗性	摩耗処理 : LISPORT 5000 回往復 測定方法 : 各方法に準ずる	各基準値に準ずる 測定項目 ・衝撃吸収性 ・垂直方向変形 ・垂直反発高さ ・トラクション

##### 耐候性試験

項目	試験方法	基準値
耐光堅牢性 パイル糸引抜き強さ	耐候処理 : サンシャインウェザーメータ使用 ブラックパネル温度 : 63°C 散水時間 : 18/120 分 設定積算照度 : 220MJ 耐光堅牢度 : 変退色用グレースケールにて判定 パイル糸引抜き強さ : JIS L 1023	変退色 : 4 - 5 級以上 引抜き強さ保持率 : 初期強度の 90 %以上

##### 選手に対する特性試験

項目	試験方法	基準値
衝撃吸収性	DIN18032	50 %以上
垂直方向変形	DIN18032 準用	9 mm以下
トラクション	BS7044	30 - 50 Nm
靴底の滑り性	ISA 5	0.6 - 1.0

##### ボールに対する特性試験

項目	試験方法	基準値
垂直反発高さ	EN12235	60 - 100 cm
バウンド時の速度	EN13865 準用	45 - 80 %

注) JFA 検定球を使用のこと

### 3－2. 新設時のフィールドテスト

#### 下地が完成した時点（人工芝敷設前）の確認項目

##### 下部構造特性

項目	試験方法	基準値
傾斜	現場レベル測定	0～1.0% (センターから各コーナー方向に対して)
平坦性	平坦性測定試験 3mプロフィルメータ使用時	2.4mm以下
基盤の透水性	現場透水試験器	300ml以上/15秒

#### ピッチが完成した時点（人工芝敷設後）の確認項目

##### 選手に対する特性試験

項目	試験方法	基準値
衝撃吸収性	DIN18032	50%以上
垂直方向変形	DIN18032 準用	9mm以下
トラクション	BS7044	30～50Nm
靴底の滑り性	ISA 5	0.6～1.0

##### ボールに対する特性試験

項目	試験方法	基準値
垂直反発高さ	EN12235	60～100cm
転がり距離	EN12234	4～10m
バウンド時の速度	EN13865 準用	45～80%

注) JFA 検定球を使用のこと

### 3－3. 更新時のフィールドテスト

#### 選手に対する特性試験

項目	試験方法	基準値
衝撃吸収性	DIN18032	50%以上
垂直方向変形	DIN18032 準用	9mm 以下
トラクション	BS7044	30－50 Nm
靴底の滑り性	ISA 5	0.6－1.0

#### ボールに対する特性試験

項目	試験方法	基準値
垂直反発高さ	EN12235	60－120 cm
転がり距離	EN12234	4－14 m
バウンド時の速度	EN13865 準用	45－80%

注) JFA 検定球を使用のこと

#### 外観検査

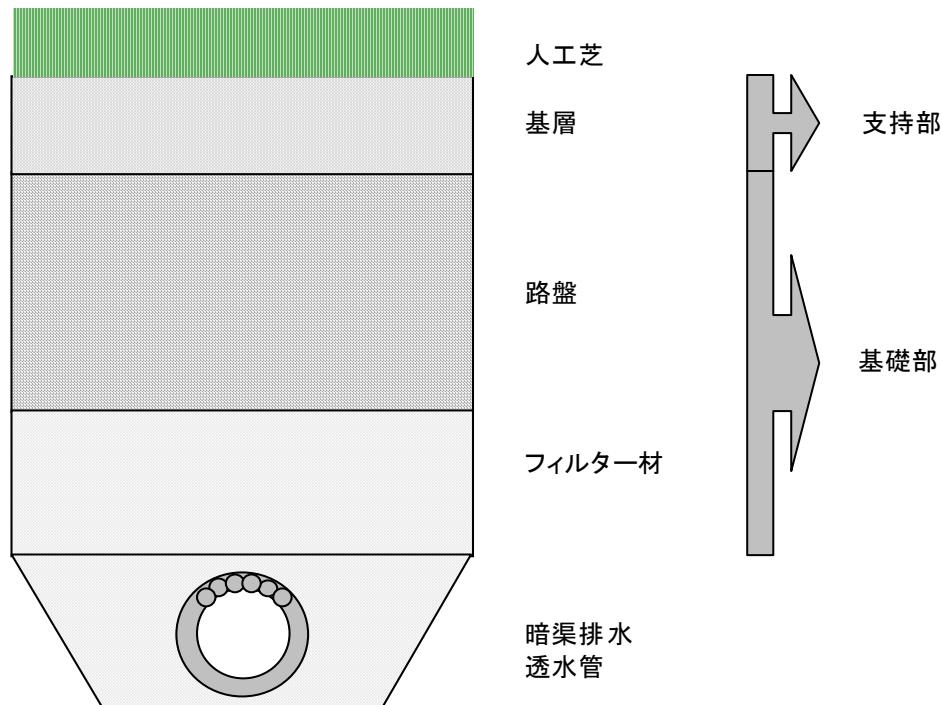
項目	基準値
不陸の有無	3m スケールをおいたとき、10mm 以上の不陸のないこと
芝の損傷	芝の抜け、基布の破れ、継ぎ目の開きのないこと
その他	芝が絡まりループを形成していないかどうかや、透水性を維持しているかどうかなどを確認する

## 4. 下部構造

基盤（下部構造）に関して、以下の項目について考慮することが望ましい。

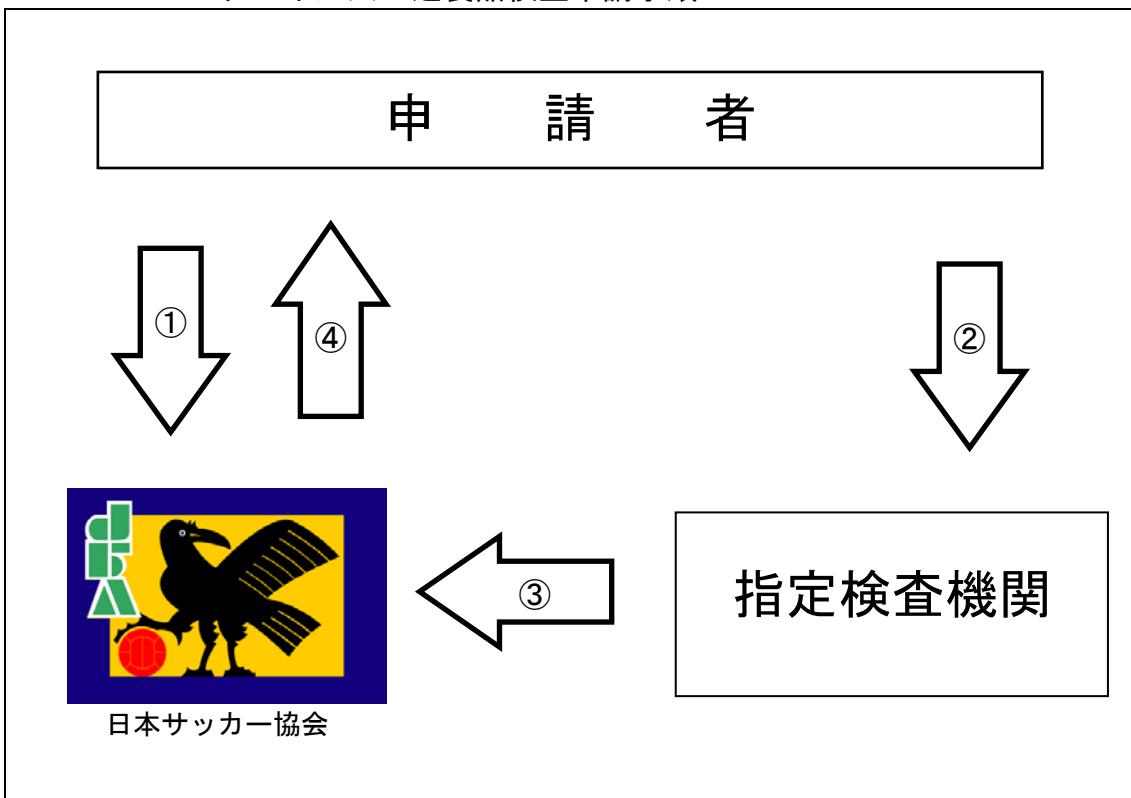
建設地の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形、地質条件による現路床の上、安定処理選択</li> <li>気象条件 寒冷地の凍結深度による構成厚条件 浸透水を除去するための暗渠設置 夏期の温度上昇対策用の散水設備</li> </ul>
支持部	<ul style="list-style-type: none"> <li>変形しない固定された耐荷重支持層〔アスファルト舗装等〕</li> <li>降雨時の表面排水の勾配及びボールの転がり挙動を考慮した傾斜の設定</li> <li>透水性（空隙率）を考慮した支持層〔開粒アスファルト混合物舗装等〕</li> <li>平坦性を考慮した舗装構造〔アスファルト舗装等〕及び施工法の考慮</li> </ul>
基礎部	<ul style="list-style-type: none"> <li>上層部の支持強度および透水性を考慮した路盤層（碎石路盤） ＊構成厚は支持強度及び凍結深度を考慮</li> </ul>

ロングパイル人工芝舗装断面（例）



### III. 申請の手順

#### III-i JFA ロングパイル人工芝製品検査申請手順



#### <手順>

- ① 申請者は下記書類を本協会へ提出する。
  - ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書（様式 1）
  - ・ ロングパイル人工芝製品仕様（様式 2）
  - ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）
- ② 申請者は検査対象人工芝サンプル（1m×1m、2枚）と充填物を指定検査機関へ提出する。
- ③ 指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」を発行する。
- ④ 検査結果は本協会より指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」を添えて通知する。その後本協会発行の「製品検査完了証」を交付する。

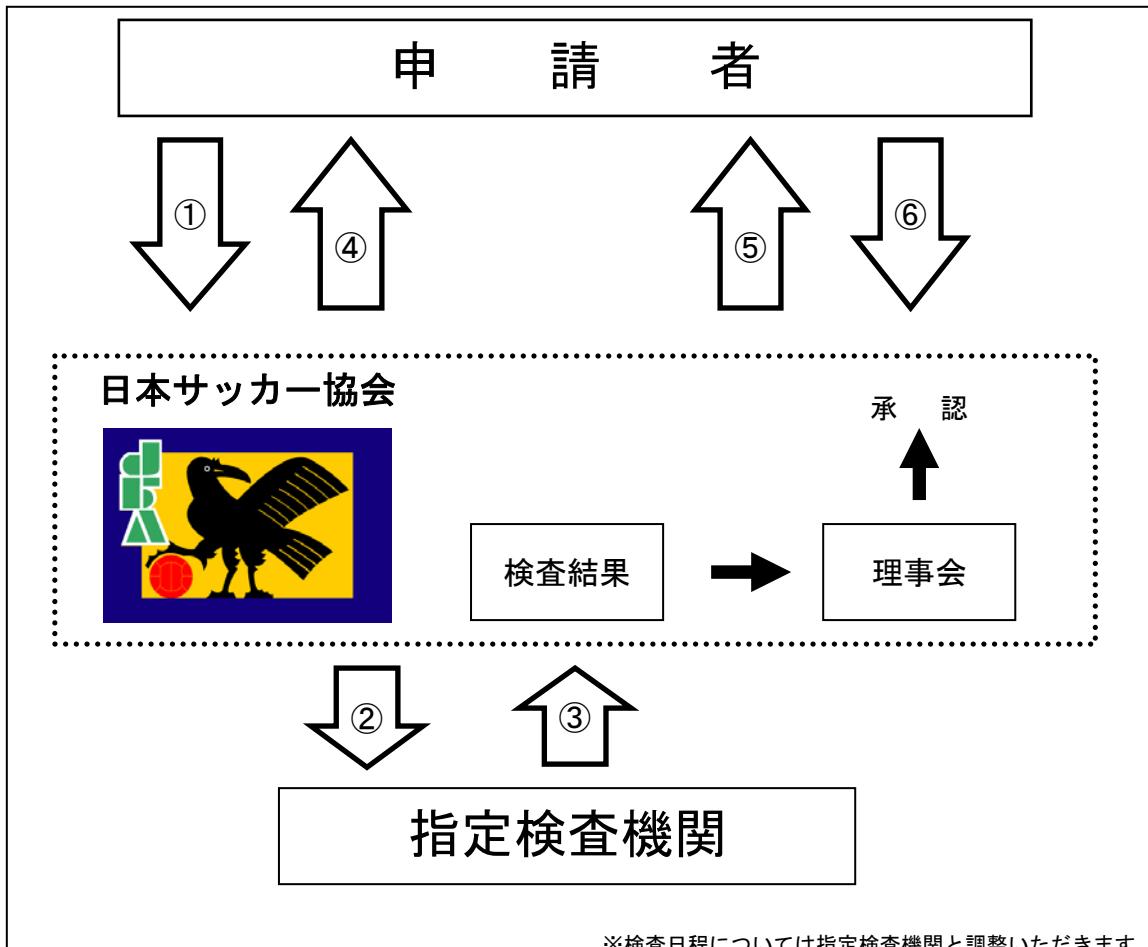
#### <お問合せ先>

財団法人日本サッカー協会  
〒113-8311  
東京都文京区サッカー通り（本郷3-10-15）  
JFAハウス  
TEL 03-3830-1809  
FAX 03-3830-2005

#### <指定検査機関>

財団法人日本化学繊維検査協会  
〒550-0002  
大阪市西区江戸堀2-5-19  
TEL06-6441-0315  
FAX06-6441-2420

## III- ii . JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請手順



※検査日程については指定検査機関と調整いただきます。

## &lt;手順&gt;

- ①申請者は下記書類を本協会へ提出する。
  - ・JFA ピッチ公認申請書（様式 3）
  - ・製品検査完了証明書（写）
  - ・工程表（人工芝敷設を含むもの）
  - ・人工芝ピッチ平面図
- ②本協会より検査機関へ通知する。申請者は検査機関と試験に関する調整を行う。
- ③検査機関は『検査結果報告書』を発行
- ④本協会は申請者へ『検査終了通知』を送付する。
- ⑤本協会より『JFA ロングパイル人工芝公認証』を発行する。
- ⑥申請者は公認料の納付を行なう。

注1)『JFA ロングパイル人工芝公認証』は毎月開催される本協会 理事会承認後の発行となる。

## &lt;お問合せ先&gt;

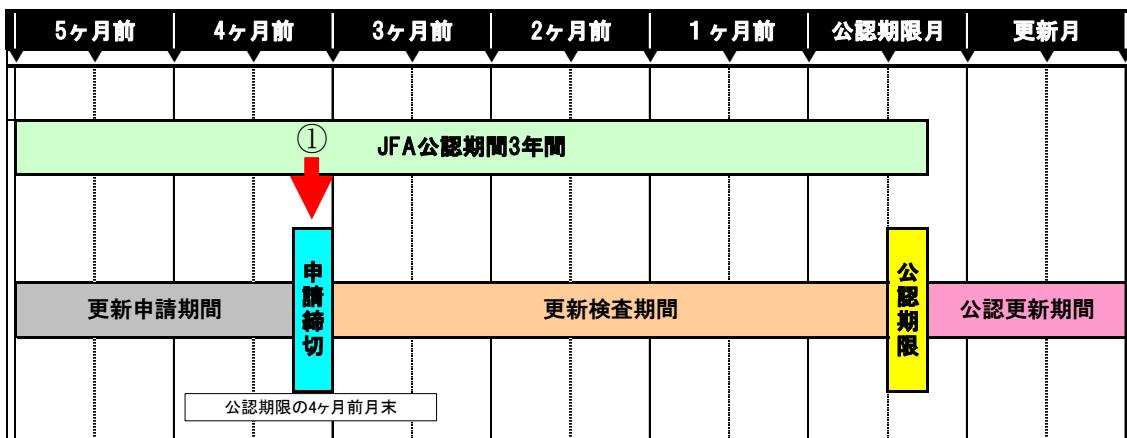
財団法人日本サッカー協会  
〒113-8311  
東京都文京区サッカー通り（本郷 3-10-15）  
JFA ハウス  
TEL 03-3830-1809  
FAX 03-3830-2005

## &lt;指定検査機関&gt;

財団法人日本化学繊維検査協会  
〒550-0002  
大阪市西区江戸堀 2-5-19  
TEL06-6441-0315  
FAX06-6441-2420

### III-iii. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認更新申請手順

#### 公認の更新手続方法



#### <手順>

①申請者は「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認更新申請書」を日本サッカー協会へ提出する。

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式 3 (1/3)のみ]
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書（様式 4）
- ・ 人工芝所有者アンケート（別途送付）

②以下は「III- ii. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請」の手順②～⑥にと同様の手続となる。

注 1) 公認証は毎月開催される日本サッカー協会 理事会承認後の発行となる。

注 2) 公認の更新期間開始日は公認期限の翌日より 3 年間を期限とする。

#### <お問合せ先>

財団法人日本サッカー協会  
〒113-8311  
東京都文京区サッカー通り（本郷 3-10-15）  
JFA ハウス  
TEL 03-3830-1809  
FAX 03-3830-2005

#### <指定検査機関>

財団法人日本化学繊維検査協会  
〒550-0002  
大阪市西区江戸堀 2-5-19  
TEL06-6441-0315  
FAX06-6441-2420

**様式 1**

(製品検査申請用)

JFA 管理 No:

会 社 名 :

品名および品番 :

**JFAロングパイ爾人工芝製品検査申請書**

申請者は、□ 内をすべて記入の上、提出すること。

申請者名	(ふりがな)		
連絡先	〒		
	(TEL)	(FAX)	
	ご担当者	(所属)	(氏名)
提出書類	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイ爾人工芝製品検査申請書（様式 1） <input type="checkbox"/> ロングパイ爾人工芝製品仕様（様式 2） <input type="checkbox"/> 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）		
JFA ロングパイ爾人工芝ピッチ公認規程により、指定の申請書類を及びサンプルを添付し、製品検査を申請致します。			
申 請 日 平成 年 月 日			
申請者			
代表者名			印

JFA記入欄

**様式2 (1/2)**

(製品検査・公認申請用)

JFA 管理 No.:

会 社 名:

品名および品番:

**ロングパイル人工芝製品仕様**

申請者は、□ 内をすべて記入の上、提出すること。

品名			
品番			
材質	パイル		
	基布		
	バッキング		
	充填材	砂	
		弾性材	
単位面積の質量(kg/m <sup>2</sup> )	人工芝(基布含む)		
パイルの太さ(dtex)			
パイルの長さ(mm)			
単位面積のタフト数(個/m <sup>2</sup> )			
充填材の粒径(mm)	砂		
	弾性材		
充填材の量(kg/m <sup>2</sup> )	砂		
	弾性材		
充填材の厚さ(mm)	砂		
	弾性材		
	砂+弾性材		
アンダーパッド	材質		
	質量(kg/m <sup>2</sup> )		
	厚さ(mm)		

※アンダーパットは使用する場合のみ記載下さい。

JFA記入欄

**様式 2 (2/2)**

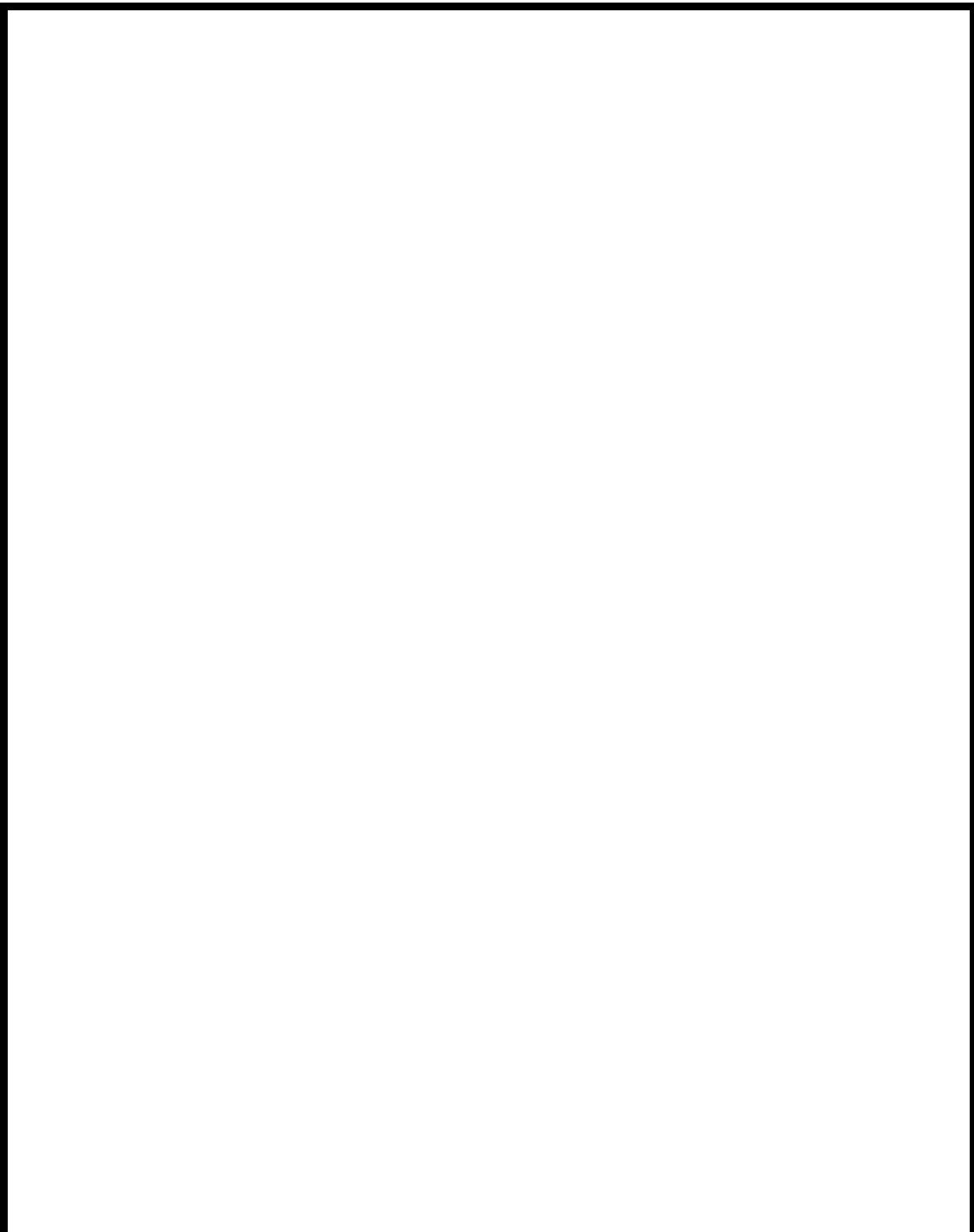
(製品検査・公認申請用)

J F A 管理 No:

会 社 名 :

品名および品番 :

充填状態（充填素材・厚さ等）を図示すること



**様式 3 (1/3)**

(公認申請用)

JFA 管理 No:

会 社 名 :

品名および品番 :

**JFAロングパイル人工芝ピッチ公認申請書**

申請者は、□ 内をすべて記入の上、提出すること。

施設名称 ※仮称表記可			
施設所在地	〒		
施設所有者	〒		
	(TEL) ご担当者	(FAX) (所属)	(氏名)
申請種別	新規 · 更新 ※○印で囲む		
提出書類	新規	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式 3] <input type="checkbox"/> 製品検査完了証明書（写） <input type="checkbox"/> 工程表（人工芝敷設を含む） <input type="checkbox"/> 人工芝ピッチ平面図	
	更新	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式 3(1/3)のみ] <input type="checkbox"/> ロングパイル人工芝修繕工事報告書（様式 4）	
期 日 新規：完成予定日 更新：公認期限	新規	平成 年 月 日 (予定)	
	更新	平成 年 月 日	
JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度規程により、指定の申請書類を添付し、申請致します。			
申 請 日 平成 年 月 日			
施設所有者			
代表者名			印

JFA記入欄

**様式3 (2/3)**

(公認申請用)

JFA 管理 No:

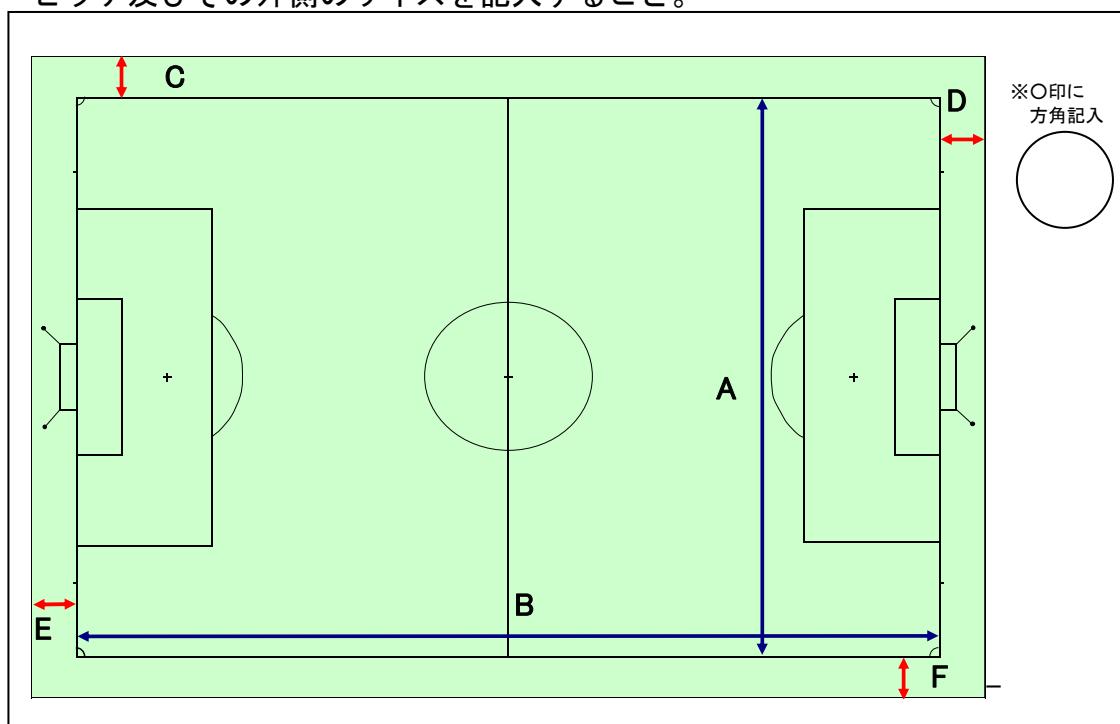
会 社 名:

品名および品番:

申請者は、□ 内をすべて記入の上、提出すること。

**1. 人工芝面**

ピッチ及びその外側のサイズを記入すること。



ピッチサイズ	A m	B m
外側部分	C m	D m
	E m	F m

注1) 本協会では、「スタジアム標準」に準じ下記のピッチの広さを確保する事が望ましいと考えております。下記基準をご参考にご計画いただけますようお願い申しあげます。

## ○専用の場合

- ① 縦長 115m、横幅 78m。
- ② ピッチの外側周囲は、5m以上を確保。

## ○多目的の場合

- ① 縦長 108m、横幅 71m。
- ② ピッチの外側周囲は、1.5m以上を確保。

注2) サッカーピッチの広さはいずれの場合も 縦長 105m、横幅 68mが必要になります。特に、

多目的グラウンド等でこのサイズが確保できない場合は、ピッチの外側に縁石等の障害物が無いよう安全管理に留意下さい。

**様式3 (3/3)**

(公認申請用)

JFA 管理 No:

会 社 名 :

品名および品番 :

**2. 所有する付帯設備**

散水可能な水場	スプリンクラー（ウォーターガン）	基 口
	水道蛇口	
スタンド	収容人員	約 名
クラブハウス	更衣室	室
	シャワー	基
	トイレ（男・女）	箇所
	事務室	部屋
	その他諸施設（応接室・食堂等）	

**3. 下部構造****4. その他、施設に関することについてご記入ください**

## 様式 4

(公認申請用)

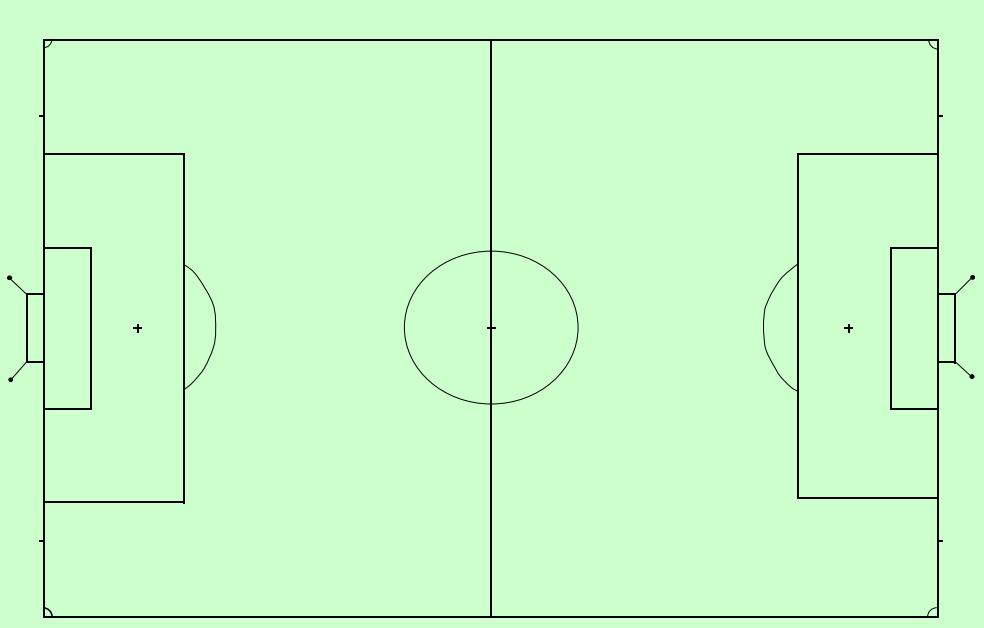
JFA 管理 No:

会 社 名:

品名および品番:

### JFAロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書

下記の図面に修繕箇所をマークの上、報告欄に修繕内容を記入すること。

	※○印に 方角を記入
(報告欄) ※下地調整、人工芝の部分張替等をした場合の詳細を記入	

## IV. 検査概要

### ○下地検査



○耐摩耗性

使用後予想される劣化の状態と性能を確認



○衝撃吸収性／垂直方向変形

衝撃吸収性能及び変形の確認



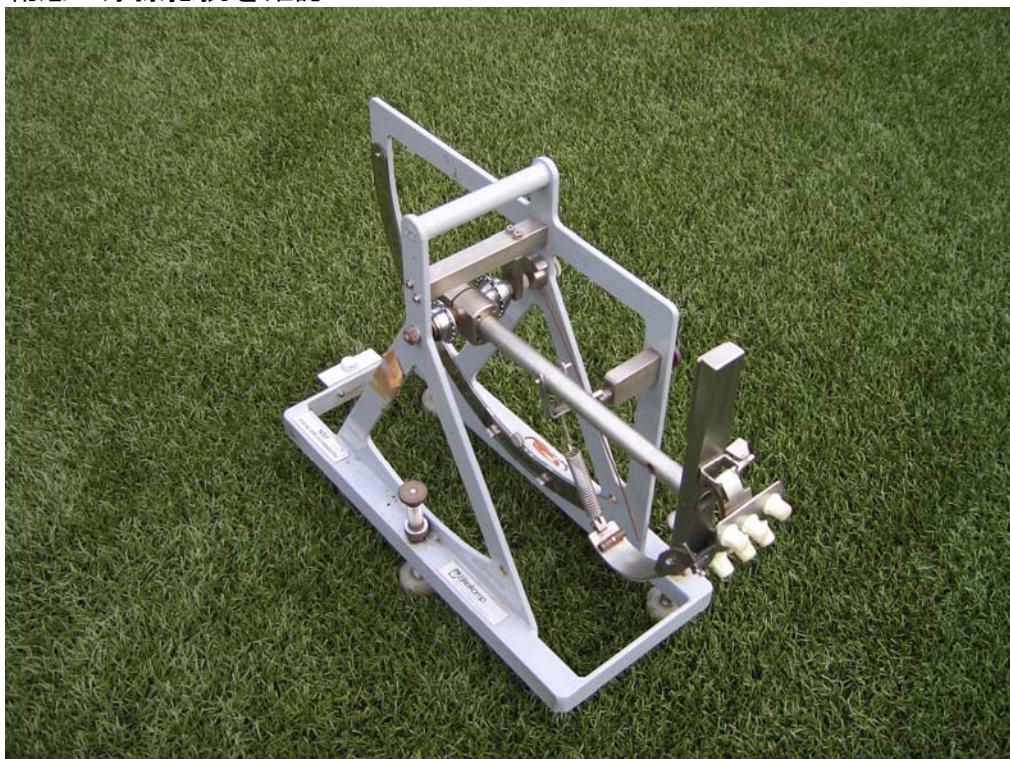
○トラクション

方向変換時のグリップ力を確認



○靴底の滑り性

靴底の摩擦抵抗を確認



○垂直反発高さ

ボール落下時の反発高さを確認



○バウンド時の速度

角度を付けた状態から飛んでくるボールのバウンド後の減速状況を確認



○転がり距離

ボールを転がした際の転がり距離を確認



## V. ガイドライン

### 1. 高温対策について

人工芝は天然芝に比べ温度が高くなる傾向にあるため、表面温度をコントロールする必要がある。

表面温度を下げる手段のひとつに、散水があげられる。夏場、高温になる地域ではあらかじめ散水設備等を設置し、表面温度を下げる対策をとるべきである。ただし散水を行う場合、散水直後は一時的にピッチ上の湿度が高くなるためタイミングを考慮すること。

また周囲に日陰等のない場所については、日陰と風通しが十分にある休憩場所を設置することが望ましい。

### 2. 廃棄時における注意

ピッチの全面改修などで不要となった人工芝を廃棄する場合は、産業廃棄物として取り扱われることになる可能性が非常に高い。したがって、廃棄の際は各自治体の規則に従うこと。また、廃棄時に費用が発生することに留意されたい。

### 3. メンテナンスについて

天然芝と比較すると、人工芝は日常的なメンテナンスが少ないが、全く必要ないというわけではない。落ち葉やごみを取り除いたり、ブラッシング等の手入れが必要となる。人工芝の性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、人工芝メーカーと施工業者と充分に相談し、定期的なメンテナンスの実施を推奨したい。

### 4. 公認制度の見直しについて

人工芝の品質や、施工技術の向上には目覚ましいものがある。そのためJFAでは、これらに対応すべく3年経過ごとに公認制度を見直すものとする。同様に、試験項目、方法及び基準値も制定から3年経過ごとに確認または改正される。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。



## VI. 問い合わせ先

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷 3-10-15） JFA ハウス  
財団法人 日本サッカー協会 事業部  
TEL:03-3830-1809  
FAX:03-3830-2005